

9. 物品の管理手続 ■物品管理意識の高揚が望まれる

(1) 監査の結果

事業団は、業務委託契約により県より固定資産物品の管理を委託されている。しかし、「物品を管理する」という視点が欠如し、十分な管理がなされているとは言えなかった。所管課としても、県所有物品の委託先における管理状況を十分に監督することが必要である。

① 県営スケート場の物品の管理

- a. 正式な備品管理簿は、物品の所有者である県教育委員会スポーツ健康課が保管する「備品供用票」であるが、スケート場においては「備品供用票」のコピーを保管している。ただし、そのコピーは、平成4年以降のものだけであり、平成3年以前のコピーは存在しない。所管のスポーツ健康課でも平成3年以前の「備品供用票」の原本は行方不明である。平成3年に当時は公所であった県営スケート場（所管、保健体育課）が、事業団設立に伴いスポーツ健康課（スポーツ事業団に管理委託）に移管されたが、管理換となった時点での引継上の不手際が原因と推定される。
- b. 備品供用票のコピーは以上の通りであるが、県営スケート場では品名、規格、数量、単価、取得価格、取得年月日、配置を記載した「備品一覧表」を平成3年以前のものと、平成4年以降のものとに分けて作成している。しかし、この「備品供用票」のコピーと備品一覧表が一致していない。
- c. スケート場内の備品、機械類100点以上を実査したが、そのほとんどについて備品一覧表に付き合わせることが出来なかった。理由は、次のとおりである。
 - ア) 現物に分類番号を記載した標識が貼っていないもの、剥がれているもの、字が消えかかってよく見えないものが多い。
 - イ) 電気製品等で一部メーカー名や型式がわかるものもあるが、多数の備品については、現物をみて型式まで把握できない。
 - ウ) 備品一覧表にメーカー名と型式を記載しているが、現物自体が以上のとおりであるため、照合が難しくなっている。
 - エ) 備品一覧表に分類番号、スケート場の場所の記載ないため、現物に突き合わせることが困難である。

d. 重要な物品で合規性に叶っていない事項は次のとおりである。

ア) 氷面削整機（直近の取得価額1,470万円）は、現物は2機であるが備品一覧表または重要物品増減及び現在高報告書には3機計上されている。

取得状況は次のとおりである。

昭和60年11月	1機	1,085万円
平成元年12月	1機	952万円
平成10年12月	1機	1,470万円

推定では平成10年に新型機械を取得する時点で、昭和60年取得のものを廃棄したものと思われるが、事務手続上命令機関の長である知事の承認が必要となっている重要物品の廃棄手続きがとられずに廃棄され、その結果管理台帳に計上されたままとなっている。同様に、廃棄手続きが適正にとられていないものとして次のものがある。

イ) スケート場の発券は券売機3台により行われている。

備品一覧表には昭和60年11月に3台（787万円）計上されているが、発券機は7～8年前よりリース契約となっている。リースにより新規券売機を使用に供した時点で、旧券売機を廃棄処分したものと推定されるが、備品一覧表では計上されたままとなっている。

e. 役員室に絵画が2枚あるが、県立図書館の押印がされている。しかし、貸借に関する記録はなく、その履歴を確認することは出来なかった。（図書館 P159参照）

② 運動公園における物品の管理

事業団設立時に備品一覧表を作成し、それ以降、新たに取得した備品は一覧表に追加計上している。しかし計上洩れとなっているものや、廃棄や除却等、備品の減少に係わる除外処理はとられていない。又、配置換えの手続きがとられていないもの等があり、備品一覧表は現時点における備品の実在高を適正に表示していない。問題と思われる事項を列挙すれば次の通りである。

a. 備品一覧表で除却処理が行われていないもの

- ア) 槍投用の槍は陸上競技場の3カ所で43本確認したが、備品一覧表では平成5年以前に49本、平成6年以降43本の購入記録があり合計92本計上されている。
- イ) ハンマー投げハンマーは実査により34個確認したが、備品一覧表上では65個計上されている。
- ウ) 一般用ハードルは、13個の台車に8本ずつ合計108本実査したが、昭和58年以前の101

- 本を含め備品一覧表には169本計上されている。
- エ) 小型乗合自動車(1,995,135円)、水泳場におけるプールロボット3台は一覧表には計上されているが、現物はない。
- b. 備品一覧表に計上洩れとなっているもの
- ア) 距離測定用巻き尺は実査により9本確認したが備品一覧表には計上されていない。
- イ) 男子更衣室 コインロッカー8人用5セット (1-1-2-8-28他)
ウ) 女子更衣室 コインロッカー8人用5セット (1-1-2-8-23他)
エ) トレーニング室 ベルトバイブレーター (1-11-1-28-1)
オ) 事務室 椅子6脚 (1-1-3-1-616他)
カ) 器具庫 大型トランポリン (県営体育館より管理換えのもの)
- c. 配置換えの手続きが行われていないもの
- 男女更衣室用ロッカー (6人用) は実査により22台確認したが、備品一覧表は16台のみ計上されていた。差額6台は、県スポーツ健康課が所管であった旧県営体育館より陸上競技場に配置換えしたものであったが、現物のみが移動され、記録上の配置換え手続きがとられていなかったことが原因であることが判明した。
- d. 使用不能・修理不能の状態のまま廃棄されずに保管されているもの
- 水泳場 コースロープ 8本
- ③ 武道館の物品の管理
- 武道館は平成12年5月に開館しているため、2年程の経過期間であり、備品一覧表に計上されていない下記物品を除き、管理状況は概ね良好であった。
- a. 多目的大型電光掲示板が4台 (4台18,040千円) あったが、購入からわずか2年の間に公式用に使用できなくなったということである。購入時の情報収集、販売店やメーカーの対応等に問題が無かったか検討が必要である。
- 又、これは備品一覧表に計上されておらず、建物の建設費に含まれている。建物に組み込まれているものなら公有財産（建物或いは、工作物）とも言えるが、武道館内で移動して使用する電光掲示板であり、物品として処理すべきである。
- b. 税法上、移動観覧席のいすの部分は備品であり電動駆動装置部分は機械装置として取り扱われている。建物の建設費として処理されているが、物品として処理すべきである。（合計32,500千円）

④ スポーツ健康課の保有する「重要物品増減及び現在高報告書」

現在の「重要物品増減及び現在高報告書」は、昭和58年4月改正の「電子計算システムによる重要物品報告処理要領」（青森県総務部管財課）によって作成されているものと思われるが、以下に述べるとおり、その作成目的が明確でない、十分に活用されているとは考えられない、使い勝手が悪い等の問題点がある。

第一に、その作成目的であるが、青森県財務規則第295条第1項においてその作成が義務づけられている。法的な根拠を順に追っていくと、地方自治法第233条において出納長は決算を調製し、決算書類を知事に提出し、知事は監査委員の審査を経て、県議会の認定に付す。地方自治法施行令第166条において、決算書類の一つとして「財産に関する調書」が定められており、その様式は地方自治法施行規則第16条の2に規定されているが、その様式2に物品の前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高の調書があり、「重要物品増減及び現在高報告書」はその部課別明細の位置付けにある。

行政実例によれば、議会は決算の認定をしないことができ、認定されなくても決算の効力に影響はない。地方自治法第211条において予算が議会の議決事項であるのに比べ、現在の法体系においては決算の重要性は小さい。

さらに、地方自治体は誘導法による貸借対照表の作成が義務づけられておらず、したがって、地方自治法施行規則における「財産に関する調書」の様式では、物品の期末残高の記載は要求されていない。「重要物品増減及び現在高報告書」においても合計額の記載がなく、部課別に重要物品がいくらあるのか不明である。記載誤り、記載漏れ、記載遅れ等に対する管理が困難な状況である。極論すれば、主管部局である出納局としては、「財産に関する調書」作成のためだけに、各物品管理員に「重要物品増減及び現在高報告書」を提出させ、ただそれを集計しているだけにすぎないものとも言える。

これらは、公会計に複式簿記が導入されておらず、貸借対照表が作成されていないことによる部分が大きいが、民間企業においては、決算書が債権者・株主等の監視を受けており、また、税務当局の否認を受けないために、固定資産の計上、減価償却、除却等に細心の注意を払わなければならない。取得した固定資産を有効に利用しなければ、減価償却負担に耐えることができないし、廃棄する場合には除却損が発生する。これに対し、地方公共団体においては貸借対照表の作成が義務づけられていないため、物品をきちんと計上し管理するという会計上の動機は弱いといえる。しかし、厳しい財政状況下で取得した相当高額な物品を有効に管理活用することは、地方公共団体においても非常に重要である。「重要物品増減及び現在高報告書」もその観点からきちんと作成する必要がある。

第二に、「重要物品増減及び現在高報告書」の記載内容に関して気づいた点を列挙したい。

- a. 「品名」がカタカナ表示で読みにくい上、一般的に簡単すぎて現物を特定しがたい。
- b. 「重要物品区分コード」は電算コード、「登録番号」はホストコンピュータで自動的に付番されたものであり、備品出納票や備品供用票における「分類、品名、整理番号」（備品標識の番号と同じ。）と全くちがうコード体系である。
- c. 取得年月日の記載がない。
- d. 現在の配置場所の記載がない。
- e. 記載金額に関するルールが一部確立していないものと思われる。
- f. 金額の合計がない。

このため、重要物品の実物とチェックするためには、まず「重要物品増減及び現在高報告書」と備品供用票をチェックし、取得年月日、「分類、品名、整理番号」等を転記しなければならない。「重要物品増減及び現在高報告書」に財産管理の視点が欠如していると言わざるをえない。

(2) 改善提案

- a. 物品の定期的な実査を行ない、物品の実在性と備品一覧表、備品供用表、重要物品増減及び現在高報告書等への網羅性を保持する必要性がある。
- b. 実査を行なうにあたっては、具体的な配置場所が記載された備品一覧表が実用的である。現物と照合し易いよう様式を工夫するとともに、法規上の物品台帳である備品供用票、重要物品増減及び現在高報告書との連絡性を十分考慮する必要がある。
- c. 上記指摘事項が再び指摘されることがないよう対処する必要がある。

青森市宮田地区に現在建築中である新総合体育館が完成後、現在の体育館は平成15年2月に廃止予定である。また、事業団本部も新総合体育館に移転の予定となっている。これを機に、体育館及び事業団事務局で管理している物品の現物照合を渋れなく行い、備品供用票や備品標識の整備、使用不可能な物品の廃棄処理等を行う必要があるものと考える。

(注) ③における武道館の物品の管理の指摘に対し、「県では建設に係わるものはすべて建設費としているが、その中のものを物品（備品）として区分、分類する実益は無いのではないか」という意見がスポーツ健康課より寄せられた。

今回、発生主義会計に基づく（行政）コスト計算書を作成したが、施設のランニングコストが、設備投資のコスト（減価償却費）や設備投資に係わる金融費用等も考慮すると単年度ベースの支出コストの4倍（648/156百万円）にもなっていた。このようなコスト計算は効率的な施設の運営を判断するうえで、或いは公の施設の建設自体を検討するうえで今後不可避な計算技術であると考える。

そのような前提に立った場合、正確な財産（資産）の分類が必要である。武道館の建物の耐用年数は47年であり、移動観覧席の耐用年数は椅子の部分が10年、電動駆動装置の部分は17年である。税法耐用年数は、長年の実務実例から帰納的にまとめられたものであり広く所得税、法人税の関係する個人、法人において使用されているものである。財産（資産）の分類が不適切な場合、10年或いは17年で償却（コストとして計上）すべきものが、47年も掛けてコスト計上することになり、施設の存続、創設に係わる意思決定に重大な支障を与える。

民間企業・個人事業者は、財産（資産）の分類が、耐用年数の長短→経費の増減→→税金の多少→資金の留保と事業経営に影響するため、その区分には相当緻密な判断が要求される。その点、地方自治体は、税務計算の必要性は無いため民間ほど、財産（資産）の区分に配慮はしてこなかったものと思われるが、自治体経営にも経済性・効率性が求められている（法2条17項）以上、今後発生主義会計におけるコスト計算は不可欠であり、実益は考えている以上に大きいと言える。

10. スポーツ事業費補助金の精算手続 ■実際支出額による精算チェックの必要性

(1) スポーツ事業、武道振興事業の概要

スポーツ事業団は、県の委託を受け各種のスポーツ振興活動に従事している。そのうち平成13年度のスポーツ事業・武道振興事業（予算規模357百万円）を今回の監査対象とした。357百万円の使途は、事業団自身が直接主体になり行う事業と、競技連盟などへの補助金の申請取りまとめ、支給、および支給額の精算の事務活動の2つに大きく分けられる。13年度の事業活動は11事業分野に及び、内訳は次の通りである。

	金額	構成	参加者
指導者養成事業	9.3百万円	2.6%	335人
スポーツ教室開催事業	1.5	0.4	1,591
イベント等開催事業	25.1	7.0	17,770
情報提供事業	7.7	2.2	—
派遣費補助事業	109.9	30.8	1,941
スポーツ科学支援事業	0.9	0.2	543
スポーツクラブ育成事業	7.7	2.1	463
武道推進体制整備促進事業	0.1	—	59
選手強化事業	179.5	50.3	7,659
みんなのスポーツ推進事業	10.9	3.1	1,413
武道特別強化事業	4.5	1.3	797
合計	357.1百万円	100.0%	32,571人

金額的に最大のものは、選手強化事業179百万円であり50.3%を占める。その内の169百万円部分（総合選手強化対策事業114百万円、中学生育成強化事業47百万円、アジア冬季競技大会特別対策事業8百万円）が補助金対象事業である（補助金対象事業47.3%）。

2番目は、派遣費補助事業110百万円であり、30.8%を占める。内訳は、東北総合体育大会派遣補助53百万円、国民体育大会派遣費補助45百万円、全国スポーツ・レクリエーション祭派遣補助11百万円で、金額的にはこれらの補助金対象事業で78.1%を占める。また、指導者養成事業の内9百万円部分も補助金関係で2.5%を占めるため、総計81%程度が補助金関係の業務と言える。金額ベースで残りの68百万円で、一般市民

向けの多くの事業を直接行っていることになる。

平成13年度4月時点において、事業団には常勤役員2名、県派遣職員29名、プロパー14名の合計45人が在籍していた。上記事業に直接かかわったのは、県民スポーツ課9名、競技スポーツ課11名、武道館管理課の内1名、スケート場管理課の内2名であった。

上記事業活動の中での支出形態は、関係者に対する旅費、宿泊費、講師謝礼金などが大半であり、備品の購入などは年間4百万円以下にとどまるのではないかと見積もられる。

(2) 監査の結果

補助金の交付精算は、補助金交付要綱の6条に次のように記載されている。

“補助金は、概算払いで交付するものとする”

この条文より、交付金は後日、実績との精算がなされ、差額を返却するものと解釈されている。現実に、競技連盟より事業団に対し、補助金が返却されている事例も見られる。事業団は、これに自らが主体となった補助金に伴う返金分を加えて、13年度も県教育委員会に返却を行っている。

課題① 精算に当たって要綱の8条で要求される書類が作成されるが、宿泊証明書と呼ばれる書類以外の大半の資料が補助金交付先の内部資料と見られ、社会通念上存在すると思われるホテルの請求書・領収書、旅行代理店からの請求書・領収書などの添付が要求されていない。そのため、精算に当たって、予算作成時に用いた理論旅費単価や基準宿泊費と予定日数を用いた論理計算によって精算の処理がなされているケースが大半である。少額の取引であれば、簡便法も十分合理性があると考えられるが、今回のスポーツ事業費・武道振興費の大半がこれらの取引から形成されていることを踏まえると、本来県庁の職員の出張に用いられていた処理がここに、このように転用されている姿が妥当かどうか疑問が持たれる。このような処理の結果、交付済補助金概算払額と実績が一致している事例が多く見られる。

課題② 国体関連で40団体、最近ではニューススポーツと呼ばれる分野で新しい団体も多く生まれてきている。これらが各種の補助金を受け取る主体となるのであるが、一部スキー連盟が財団となっている以外は、任意団体として存在している。

このような競技連盟の事務局は、実体的には学校の運動部、企業の運動部、そして、個人の住居などに置かれており、高い事務処理能力を備えていることを期待するのは難しい状況と推察される。

このような状況を踏まえると、補助金交付のための立案過程が、十分に検討、努力がなされていることと比べ、その支出が本来の目的どおりなされているものかどうかのフォローに、十分な努力がなされているようには感じられない。

確かに、次のような次善の策が講じられていることは認識している。

- ① 事業団の職員の手で競技連盟の事務局に出向き、年間10箇所程度帳簿周辺のチェックがなされ、その活動も4年目を向かえ、40連盟一巡してきている。
- ② また、県の体育協会に毎年加盟競技連盟より収支計算書が提出されてもいる。

ただ、今まで、何らかの問題があったとの報告もなされておらず、また体育協会から事業団に対し、この種のことで特別な連絡体制もないようである。上記2つの策で論理チェックを補うような期待される効果が生じているのかどうか分からぬ。

一つ一つは小さくとも全体でこのように大きな金額になる取引集団に対し、このような簡便法を使用し続けることが妥当かどうか、検討の余地があると思われる。疑う気持ちになれば、本当に目的どおり支出されたものかどうか、現在の方式では自信を持って断言することは困難だと言える。

(3) 改善提案（意見）

今後、次のように補助金交付要綱を修正することを提案する。

- ① 補助金の清算は、今後すべて実際支出額をもって行う。
- ② 概算額（前渡額）と実際支出額との差額を報告書上で明らかにする。
- ③ 概算額が①の実際支出額より多い場合には返金する。

現時点では、大きな問題が確認されてはいないが、問題が生じる前に「支出のフォローの手続」が適正に確立される必要があると考える。

1.1. 利用料収入の取扱 ■独自財源の確保と利用料金・利用形態の見直し

(1) 利用料収入の概要

体育施設（ロッカー、スケート靴等を含む）の使用料の他、自動販売機、公衆電話、食堂施設、売店設置の使用料は県条例等により決められており、使用料は全て県の収入となる（法244条の2）。事業団は、収納の事務を行っているだけである（法243条、同令158条）。平成13年度の利用料収入の内訳は次の通りであるが、同上の理由により事業団の収支計算書には計上されてはいない。

運動公園23,845千円 県営スケート場33,626千円 武道館27,762千円

(2) 監査の結果

① 現行のやり方では、事業団職員が経営努力により利用者を増やし、利用料収入を増やしても事業団の組織運営に何等影響がなく、職員の給与にも影響しない。逆の場合も同様である。従って、職員の経営意識、或いは動機づけが希薄となる。

法244条の2第4項は、公の施設の管理受託者にその施設の利用料を收受させることができる旨規定している。利用料金について、現在条例において確定額が定められているが、利用料金の基本的枠組み（利用料金の範囲、算定方法）を定め、確定料金は県の承認を得ることを前提に管理受託者が決めることができることとなっている（同条第5項並びに関連通知）。

このような制度（「承認料金制度」）を活用し、各種利用料金の自主算定と収入の事業団への帰属により事業団職員の自主的な経営努力の成果が、事業団並びに職員に何等かの形で還元される仕組みを考えることが、外郭団体としての自発性を發揮するうえで必要と思われる。

② 食堂施設、売店施設、自動販売機などの料金が年間固定料金で決められているが、年間35万人の利用者がある運動公園の自動販売機の年間設置料金が1坪約6,700円であること、年間約10万人の利用者があるスケート場の売店施設の年間使用料がわずか10万円程度であること等、相対的に非常に安い印象を受ける。運営コスト削減を収入面から補強する観点から、これらの施設の収益状況の現状分析を行い、固定料金の引き上げ、民間では一般的である売上比例による利用料の算定、或いは事業団の「収益事業」としての業務の展開などを検討すべきである。

12. 情報公開の充実 ■事業報告書の内容の充実

(1) 情報公開の法規制

政府は公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図る目的で平成8年9月20日「公益法人の設立認可及び指導監督基準」（平成9年12月一部改正）を閣議決定し、また、その具体的運用に当たっては、関係閣僚会議幹事会の申し合わせにより「公益法人の設立認可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月、最終改正平成10年12月）を明らかにしている。

運用指針第7項は、「公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備え置き、原則として一般の閲覧に供すること」として業務並びに財務に関する資料の公開を求めている。この中で「事業報告書」の開示を求めているが、事業報告書は当初予定した事業計画をいかに実行したかを主眼にし、管理、庶務事項等の非会計事項を記載し、計算書類の開示と相俟って当該公益法人の活動・実態をいっそう明瞭に表示するための報告書である。

(2) 監査の結果

上記のように、事業報告書は情報公開の要となるものであるが、事業団の公開されている事業報告書は数行の「事業の概要」と「事業の実施状況」の記載のみであり開示情報としては不足である。公益法人としてより積極的・効果的な事業報告が望まれる。

(3) 改善提案（意見）

日本公認会計士協会は事業報告書について次の事項について記載例を示している。今後の情報公開の参考にしていただきたい。尚、後記の「事業団の概要」（P82参照）は概ねこの記載例に準拠して記載している。

① 法人の概況

- a. 設立年月日
- b. 定款（又は寄付行為）に定める目的
- c. 定款（又は寄付行為）に定める事業内容
- d. 所管官庁に関する事項
- e. 会員の状況（会員種類別、前期末比増減）
- f. 主たる事務所・支部の状況

- g. 役員等に関する事項（役職、氏名、常勤・非常勤の別、担当、現職等）
- h. 職員に関する事項（男女別職員数、前期末比増減、平均年齢、平均勤続年数）
- i. 許認可に関する事項

② 事業の状況

- a. 事業の実施状況(事業計画の実施状況)
- b. 重要な契約に関する事項（重要な資産の売買契約、重要な工事契約等）
- c. 役員会等に関する事項（理事会、総会等の開催年月日・議事等）
- d. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移（主要項目について5期間程度の推移）

③ 法人の課題（対処すべき課題）

- ④ 株式保有している場合の概要（営利企業の株式の20%以上を保有している場合、当該営利企業の概要）
- ⑤ 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実（後発事象）